

受益者負担設定表

高嶺団地自治会「自治会館運営細則」の第13条に定める受益者負担金の設定額、並びに第14条に受益者負担金免除の対象はそれぞれ次のとおりとする。

自治会館の利用に伴う受益者負担金

適用区分		基本時間帯					延長※
		10:00~12:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:00~19:00	19:00~21:30	1時間当たり
集合所 (1階)	会員	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	一般	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,500円	600円
会議室 (2階)	会員	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	一般	600円	600円	600円	600円	750円	300円

※延長の取扱いは基本時間帯以外の時間を利用する場合に適用します。

●利用条件●

- 上表に掲げる2階会議室については、自治会運営のための常任理事会ないしは役員間の打合せなどを機動的に開催できるようにするため、原則として、平日の17:00以降並びに土・日曜日は、自治会役員以外の利用は対象外とする。
ただし、関連団体の役員会等については、自治会が使用する予定のないことを前提に利用の申し込みを行うことができるものとする。
- 会員扱いは高嶺団地自治会に属する会員が主体として利用する場合とする。
なお、会員が申込んだ場合でも会員外のものが主催・運営する場合ないし会員外の者が会員よりも多く参加する場合、あるいは営利を目的とする場合は一般扱いとする。
- 会員以外のものが利用（申込み）する場合は一般扱いとする。
- 自治会館の利用は基本時間帯を基準として行うものとする。
従って、使用時間が複数の基本時間帯にまたがる場合は、その実使用時間数にかかわらず基本時間帯設定の趣旨に即して、それぞれの基本時間帯の受益者負担金を納付するものとする。
ただし、それぞれの基本時間帯に全く他の使用希望者がなく、かつその使用実時間がいずれかの基本時間の範囲内に相当するものであれば、事前に会館管理者に申し出てその承認を得ることにより一つの基本時間帯を使用したものと見なすことが出来るものとする。
- 利用人員並びに利用目的により2室に分割して利用せしめる場合があるが、その場合でも受益者負担金の額は同額とする。
- 自治会館の利用に伴う受益者負担金は、会館の鍵を会館管理者に返却する際に納付するものとする。

●受益者負担金の免除●

次に該当する場合は受益者負担金を免除する。

- 官公庁等、公的団体が公務上の目的をもって利用する場合
- 自治会が別表1により、自治会の関連団体と認めるものが使用する場合
- 自治会会員が主催している活動に使用する場合

●受益者負担金の算定基準●

- 自治会館の維持に必要な維持費並びに運営費全般をベースとする。（自治会館の償却費、補修費、電気代、ガス代、水道代、消耗品費及び什器・備品費等）

コピー機の利用に伴う受益者負担金

コピー用紙のサイズにかかわらず「1面当たり5円」とする。ただしカラーの場合は「1面当たり20円」とする。ただし用紙持込みの場合は1枚当たり1円引きとする。

なお、コピー等の面数の算定はコピー機にセットされているカウンターの数値を基準とする。

●使用条件●

1. コピー機の利用者は事前に機器管理者に申告し登録しなければならない。
2. コピー機の利用時間は自治会館の利用時間帯の範囲内とする。
3. コピー機の利用者はコピー機を所定のマニュアルに従って適正に使用するものとし、合わせて自治会館の利用に伴う遵守事項を励行しなければならない。
4. コピー機の利用に伴う受益者負担金は会館の鍵を会館管理者に返却する際に納付するものとする。
ただし、まとめて納付する形をとる場合は、予め申し出て、その年度末で締めて、会館管理者宛に納付する。

●受益者負担金の免除●

1. 官公庁等公共団体（別表1の「会館利用者の範囲明細表」の2.に記載するもの）が、公務上の目的をもって自治会員全般を対象に回覧ないしは配布するため、事前に自治会の承認を得てコピーを行う場合
2. 自治会の事業活動に即して、自治会員全般を対象に回覧ないしは配布するため、事前に自治会の承認を得てコピーを行う場合

●受益者負担金の算定基準●

1. コピー機の使用に伴う1面当たりのインクコストは3.5円基準を適用する。なお、カラーのインクコストは18.5円を基準とする。
2. コピー機の使用に伴って発生する電気代等のコストは各サイズ平均して1枚につき0.5円相当とする。
3. コピーに使用する用紙代コストは各サイズ平均して1枚につき1円相当とする。